

職員の給与に関する報告

令和2年11月

高知県人事委員会



2 高人委第 6 号
令和 2 年 11 月 17 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

高知県人事委員会委員長 秋 元 厚 志

職員の給与に関する報告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について別紙のとおり報告します。

別紙

報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与の決定に関連のある諸条件について調査研究を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その結果に基づき、本年10月28日、職員の特別給の支給月数の改定は行わないことが適当とする報告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

I 職員の給与

本委員会は、職員の給与実態を把握するため、本年4月1日に在職する職員について「令和2年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は12,237人であって、その平均年齢は42歳7月、平均経験年数は20年7月、男女別構成は男性55.1%、女性44.9%、学歴別構成は大学卒74.3%、短大卒5.7%、高校卒19.9%、中学卒0.1%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、小学校・中学校等教育職、高等学校等教育職、医療職等11種類の給料表が適用されており、本年4月における平均給与月額は、369,851円（給料348,455円、扶養手当8,105円、地域手当433円、その他12,858円）である。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員4,019人（平均年齢42歳2月）の平均給与月額は、339,196円（給料318,003円、扶養手当7,488円、地域手当742円、その他12,963円）となっている。

(職員の給与等に関する報告 (令和2年10月28日))

参考資料Ⅳ 職員給与関係資料 参照)

Ⅱ 民間給与の調査

1 概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された94事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の者について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。併せて、技能・労務及び研究員、教員等32職種の者についても同様に給与月額等の調査を行った。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所の理解を得て86.2%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

2 調査結果

本年の給与改定の状況は、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は16.7%、ベースダウンを実施した事業所はなく、ベースアップの慣行のない事業所の割合は51.0%となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は97.3%となっている。

(職員の給与等に関する報告 (令和2年10月28日))

別表 参照)

Ⅲ 職員の給与と民間給与との比較

職員の給与と民間給与との比較は、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業の従業員の同種・同等の者同士の給与を比較することを基本としており、公務において行政職給料表の適用を受ける者と民間におけるこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の人について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較を行う、いわゆるラスパイレス方式を採っている。

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員に

あつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種の者について、役職段階、年齢、学歴が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ精密に比較したところ、別表に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均106円(0.03%)下回っていることが明らかとなった。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

Ⅳ 物価及び生計費

1 消費者物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.1%の上昇、高知市で0.3%の下落となっている。

(職員の給与等に関する報告(令和2年10月28日))

参考資料Ⅲ 労働経済関係資料 参照)

2 標準生計費

家計調査(総務省統計局)を基礎に算定した本年4月における高知市の標準生計費は、2人世帯で143,690円(対前年同月比7.9%の増加)、3人世帯で165,870円(同3.8%の減少)、4人世帯で188,050円(同11.1%の減少)となっている。

(職員の給与等に関する報告(令和2年10月28日))

参考資料Ⅱ 生計費関係資料 参照)

Ⅴ 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が昨年12月に発表した平成31年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の結果によると、国の行政職俸給表(一)適用者の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用者の給料を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較した指数は、国を100とした場合、本県は98.6となっている。なお、全都道府県での平均指数は99.8となっている。

(職員の給与等に関する報告(令和2年10月28日))

参考資料Ⅴ 国家公務員給与との比較 参照)

VI 人事院の報告の骨子

人事院は、本年10月28日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告を行った。本年4月時点で、国家公務員の月例給は、民間給与を164円（0.04%）上回っていたが、較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わないこととした。

報告の骨子は、次のとおりである。

報告の骨子

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

Ⅶ 本委員会の意見

職員の給与の決定に関連のある基礎的な諸条件は、以上述べたとおりであり、これらの諸条件を踏まえ、本委員会は、職員の給与について次のとおり考える。

- 1 本委員会が調査を行った民間事業所においては、約3割の事業所がベースアップを、9割を超える事業所が定期昇給を実施しているほか、初任給について高卒、大卒ともに増額の傾向が見られた。

月例給については、職員の給与が民間給与を106円（0.03%）下回っていることが認められたが、その較差は極めて小さなものであった。

- 2 人事院は、本年の国家公務員の月例給について、公務が民間を164円（0.04%）上回っていたが、較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わないこととした。

- 3 職員の給与については、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則を踏まえ、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて措置すべきと考える。

このことから、本年においては、民間給与との較差が僅かであることから、月例給の改定は行わないことが適当である。

公務員が、「全体の奉仕者」であり「勤労者」でもあるというその地位の特殊性や職務の公共性を考慮すれば、その給与については、職員の士気を確保しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上につながるものとしていくことも必要である。

職員の適正な給与水準の在り方や給与制度の仕組みについては、引き続き十分な検討を行うとともに、今後とも給与制度の趣旨に即した運用を図ることが必要である。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、この報告において述べた本委員会の意見について適切に対処されるよう要請する。

別表 職員の給与と民間給与との比較（月例給）

民間給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
339,302円	339,196円	106円 (0.03%)